平成２４年（フ）第９９５号
堺市北区野遠町629番地３　アロース203号、前住所堺市東区石原町４丁115番地３
債務者　向原　　香（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
岡山県倉敷市青江892番地１　アモリーノＢ棟202
債務者　成川　文恵
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
岡山県井原市高屋町712番地１
債務者　池田　和江（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第９９３号
福岡市城南区南片江４丁目32番50号
債務者　岡田洋一郎
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６５５号
東京都国立市北３丁目22番16―204
債務者　白根　有也
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０８号
栃木県佐野市堀米町613番地６　コーポ大吉201、前住所東京都世田谷区北烏山１丁目13番21号　ベリエールヒトミ201
債務者　小林さち子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１１１号
栃木県佐野市関川町914番地10、前住所栃木県佐野市伊勢山町1919番地14
債務者　木野内智恵子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１１３号
栃木県佐野市金吹町2362番地１　第６下田ビル615
債務者　加藤　政雄
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１００１号
東京都府中市武蔵台３丁目21番地の６きのした荘101
債務者　小林　　徹
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４２０号
栃木県宇都宮市操町６番１号　操町ハイツ201、前住所栃木県宇都宮市大寛２丁目２番11号　大寛ハイム101号
債務者　飛澤　君江
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５０号
栃木県那須塩原市高柳118番地22、前住所青森県青森市はまなす２丁目12番26号
債務者　初鹿智枝子（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５４号
栃木県那須塩原市西朝日町２番17号　アーバンビルヂング205号、前住所栃木県那須塩原市西朝日町２番17号　アーバンビルヂング301号
債務者　荒木　洋子（旧姓西郷）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６７号
栃木県矢板市東町333番地４　トキメック東寮
債務者　辻　　隆佳
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７６号
栃木県宇都宮市宝木本町1155番地４　リブポート上戸祭106号
債務者　山本　輝久
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９０号
栃木県宇都宮市下岡本町2082番地18　コジマハイツ102
債務者　永田　雄三
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係